

## 変更協定書

札幌市ほか177市町村（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道医師会（以下「乙」という。）とは、平成9年4月9日締結の母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定する妊婦又は乳児に対する健康診査の実施とその費用の負担に係る協定（以下「原協定」という。）の変更について、次のとおり協定する。

第1条 原協定別記1中「和寒町」を削除し、「以上177市町村」を「以上176市町村」に改める。

第2条 原協定別記2中「美唄市、石狩市、仁木町、池田町」を削除し、「以上108市町村」を「以上104市町村」に改める。

第3条 原協定別記3中「美唄市」を削除し、「以上75市町村」を「以上74市町村」に改める。

第4条 原協定別記4中「美唄市」を削除し、「以上111市町村」を「以上110市町村」に改める。

第5条 原協定別記5中「帯広市、砂川市、歌志内市、ニセコ町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、池田町、豊頃町」を追加し、「以上163市町村」を「以上173市町村」に改める。

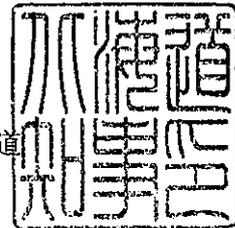
第6条 原協定別記6中「小樽市、夕張市、根室市、滝川市、歌志内市、北斗市、当別町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、上ノ国町、ニセコ町、積丹町、上砂川町、音威子府村、初山別村、枝幸町、美幌町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、雄武町、むかわ町、音更町、清水町、芽室町、池田町、豊頃町」を追加し、「以上134市町村」を「以上163市町村」に改める。

第7条 この協定は、令和7年4月1日以降の健康診査に係る分から実施する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年(2025年) 4月 / 日

甲 札幌市長ほか177市町村長  
代理人 北海道知事 鈴木 直道



乙 一般社団法人北海道医師会  
会長 松家 治道

